

# 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第6号)の一部改正案等」に対する意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 令和6年1月24日(水)から令和6年2月27日(火)まで

■ 意見提出件数 : 21件(法人・団体:1件、個人:20件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順・敬称略)

受付順	意見提出者
1	公益社団法人全国消費生活相談員協会
—	個人(20件)

# 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第6号) の一部改正案等」に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	提出意見 を踏 まえた 案の修 正の有 無
<b>1. 総論</b>		
意見1-1 案に賛同する。	考え方1-1	
<p>改正案に賛成です。</p> <p>ただし、事業者においては、2025年7月1日までの間に更新が行われる場合には、新規契約と更新契約について消費者が充分理解して選択できるよう詳細な説明を行うことが必要です。</p> <p>総務省においても、改正について広報をお願いします。</p> <p>なお、法27条の3で携帯電話事業者の解約料が制限された際、既往契約に関しては、契約中のプランから解約料が0円へのプランへ乗り換える手続きをわざわざ行う必要があり、乗り換えがなかなか進みませんでした。今回は消費者側の手続きが簡易なものですむように工夫していただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお書きの御意見については、2028年6月末をもって経過措置が完全に廃止されることとなるため、事業者において、法令に不適合な契約を適合した契約へと移行させることが求められます。</p>	無
意見1-2 その他	考え方1-2	
<p>省令案の2頁の改正前欄の11行目「新設」は「加える」のほうがよい。1頁の最終行の例と同様に。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>新旧対照表において項等を追加する場合は改正前欄において[新設]と記載しております。</p>	無
<p>店舗における化学物質過敏症患者への配慮等香害への対応を求める御意見</p> <p style="text-align: right;">(個人19件)</p>	<p>参考の御意見として承ります。</p>	無

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約等の整理をしております。